

奈良県過疎地域持続的発展計画

令和8年3月

目次

第1章 基本的な事項	
1 策定の趣旨と目指す姿	・・・ 1
2 過疎計画の対象地域	・・・ 2
3 過疎計画の期間	・・・ 2
4 過疎計画の構成	・・・ 2
第2章 策定にあたっての基本的な考え方	
1 重点目標	・・・ 3
2 基本的施策	・・・ 3
3 目標を実現するための戦術	・・・ 4
第3章 過疎地域の今後の施策展開	
1 産業の振興及び雇用の創出	
(1) 産業の振興及び雇用の創出	・・・ 6
2 住民の福祉の向上及び生活の安定	
(1) 住民の福祉の向上	・・・ 11
(2) 生活の安定	・・・ 13
3 防災・減災対策の推進	
(1) 防災・減災対策の推進	・・・ 15
4 魅力ある地域づくりの推進	
(1) 魅力を知ってもらう	・・・ 16
(2) 魅力を体験してもらう	・・・ 17
(3) 移り住んでもらう	・・・ 18
5 デジタル社会の形成の推進	
(1) 地域デジタル化の推進	・・・ 19
6 力強い市町村づくり	
(1) 市町村と連携したまちづくりの推進	・・・ 20
(2) 「奈良モデル」の推進	・・・ 20
(3) 市町村行政経営向上への取組支援等	・・・ 21
7 脱炭素社会の実現	
(1) 脱炭素社会の実現	・・・ 21

第1章 基本的な事項

1 策定の趣旨と目指す姿

令和3年に「奈良県過疎地域持続的発展計画（令和3～7年度）」を策定以降、「人口の社会増減をプラスにする」を目標に「住み続けたいくなる、還りたいくなる地域づくり」、「訪れてみたいくなる地域づくり」、「力強い市町村づくり」を計画の柱として、様々な取組を進めてきました。

この間、移住・定住の推進や地域の魅力の情報発信、紀伊半島アンカールートの整備など様々な取組を推進し、人口の社会増減はゆるやかに改善するなど一定の成果がみられました。

しかしながら、人口は依然として大きく減少及び少子高齢化が他の地域と比較して著しく、集落の維持が困難となる地域が増えつつあるなど、今もなお多くの課題を抱えています。

過疎地域の人口減少の大きな流れを止めることは非常に困難ですが、地域の魅力を高め、人口減少のスピードをできるだけ緩め、交流人口や関係人口を増やすなど、人と経済の循環を高めるとともに、森林と水を守りつつ安全に安心して生活できる環境を整え、持続可能な地域社会の形成を目指して、引き続き取り組むことが必要です。

そこで、過疎地域の現状と課題を踏まえ、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第9条第1項及び「奈良県過疎地域持続的発展方針」に基づき、「奈良県過疎地域持続的発展計画」（以下「過疎計画」という。）を策定（改定）し、過疎地域の振興をより一層推進していくこととします。

2 過疎計画の対象地域

「過疎計画」の対象とする地域は、令和4年4月1日に公示された下記19市町村（3市4町12村）となります。

3市

五條市、御所市、宇陀市

4町

磯城郡三宅町、高市郡高取町、
吉野郡（吉野町、下市町）

12村

山辺郡山添村、
宇陀郡（曾爾村、御杖村）、
高市郡明日香村、
吉野郡（黒滝村、天川村、
野迫川村、十津川村、下北山村、
上北山村、川上村、東吉野村）



3 過疎計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、本県が策定する各分野の計画が変更されたこと等に伴って、K P I が変更された場合は、本計画のK P I も読み替えることとし、改定は行わないものとします。

4 過疎計画の構成

「過疎計画」は過疎地域の目指す姿、取組の方向性などで構成されています。

別途、県が具体的に取り組む事業を取り纏めて毎年度更新し、P D C Aによる進捗管理を行うことにより「過疎計画」の目指す姿の実現を図ります。

「奈良県過疎地域持続的発展計画」（令和8年度から令和12年度）

具体的に取り組む事業（P D C Aサイクルによる進捗管理を行い、毎年度更新）

第2章 策定にあたっての基本的な考え方

「過疎計画」の策定にあたっては、過疎地域の市町村がそれぞれの地域特性を活かしながら、地域間の連携を図り、一体的な振興に取り組むものとします。

1 重点目標

過疎地域の人口減少をできるだけ食い止め、持続可能な地域社会を実現するため、交流人口、関係人口、移住者を増やすとともに、住み続けたい地域づくりを進めます。

○重点目標を達成するためのKGI（重要目標達成指標）

「過疎地域における人口の社会増減」：マイナスからの脱却

○KGIを達成するためのKPI（重要業績評価指標）

生産年齢人口：社会・人口問題研究所による将来人口推計を上回る

観光消費額：・・・562億円

宿泊者数：・・・90万人

○目標年次：令和12年度

【参考】過疎地域持続的発展計画（R3～R7）の目標及び実績

指標	目標	実績	備考
人口の社会増減	マイナスからの脱却	▲512人	実績はR7
生産年齢人口	51,597人を上回る	51,511人	実績はR7
観光入込客数	750万人	641万人	実績はR6
宿泊者数	70万人	48万人	実績はR6

【資料】奈良県人口推計年報、国立社会保障・人口問題研究所の「令和2年 日本の地域別将来推計人口」、奈良県観光客動態調査、奈良県宿泊統計調査より作成

※観光消費額及び宿泊者数は、奈良県宿泊統計調査内で区分されているC、D、E、Fエリアで集計しています。

2 基本的施策

過疎地域の振興を図っていくため、以下に定める基本的施策を展開していきます。

【1】産業の振興及び雇用の創出

（1）産業の振興及び雇用の創出

【2】住民の福祉の向上及び生活の安定

（1）住民の福祉の向上

（2）生活の安定

【3】防災・減災対策の推進

(1) 防災・減災対策の推進

【4】魅力ある地域づくりの推進

(1) 魅力を知ってもらう

(2) 魅力を体験してもらう

(3) 移り住んでもらう

【5】デジタル社会の形成の推進

(1) 地域デジタル化の推進

【6】力強い市町村づくり

(1) 市町村と連携したまちづくりの推進

(2) 「奈良モデル」の推進

(3) 市町村行政経営向上への取組支援等

【7】脱炭素社会の実現

(1) 脱炭素社会の実現

3 目標を実現するための戦術

過疎地域を持続的に発展させるため、人が集まる「拠点の形成」、地域を支える「人材の確保・育成」、住み続けたい、訪れたいような「定住・交流の促進」、連携・協働し地域資源の活用による交流の拡大や経済の好循環による持続可能な地域づくりを進めるため「市町村との連携」、過疎地域の認知度を向上させるための「情報発信」を目標実現のための戦術とします。

「拠点の形成」では、拠点を形成し、結節する取組を進めます。

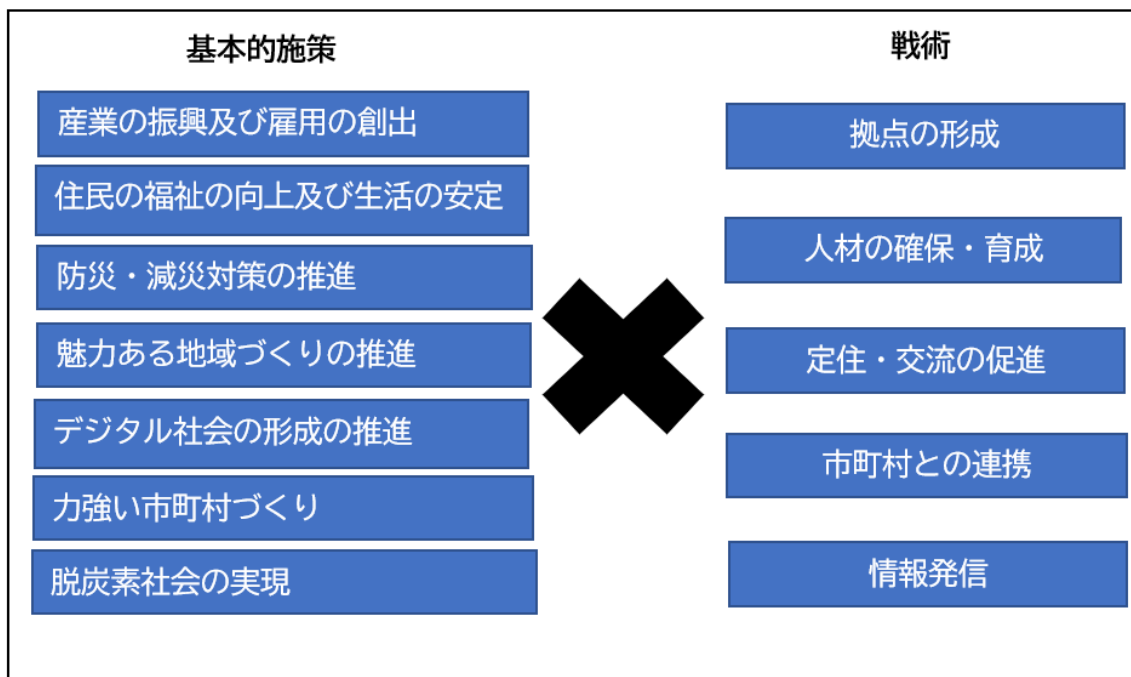
例えば、南海巨大トラフ巨大地震等の大規模災害発生時に、県内や津波による甚大な被害が想定される沿岸部を有する近府県への支援に対応するための広域防災拠点の整備を進めます。また、京奈和自動車道御所 I C 周辺で産業集積地の創出に取り組むことによって、雇用の機会の拡大と若年者の定住を促進します。県営うだ・アニマルパークを拠点とした東部地域の魅力発信を行うことによって、来園者が東部地域に周遊することが見込まれます。

「人材の確保・育成」では、地域産業等の人材の確保・育成に取り組むだけでなく、市町村職員の人材の確保、育成の取組を進めていきます。

「定住・交流の促進」では、多様な働き方や暮らし方を可能とする二地域居住や関係人口の増加を図ります。交流人口から関係人口へ、最終的には移住につなげる取組を進めていきます。

「市町村との連携」では、県と市町村が地域課題解決に向けて連携・協働し、地域資源の活用による交流の拡大や経済の好循環による持続可能な地域づくりの取組を進めていきます。

「情報発信」では、生活文化、歴史文化、自然環境などをはじめとする過疎地域の魅力の情報発信を行い、過疎地域の認知度を上げる取組を進めていきます。



第3章 過疎地域の今後の施策展開

1. 産業の振興及び雇用の創出

(1) 産業の振興及び雇用の創出

過疎地域において住みよい環境づくりを進めるとともに、「働く場」と「働く人」を増やす取組を進めます。

①地域経済の活性化

○企業誘致、起業・創業支援

- ・京奈和自動車の整備に伴い、大阪、京都、名古屋など大都市圏へのアクセスが飛躍的に向上し、企業用地としてのポテンシャルがさらに高まります。そのため、企業用地の造成工事を進めるとともに、積極的な企業誘致活動を行うことによって、御所IC周辺で産業集積地の創出に取り組むなど、雇用の機会の拡大と若年者の定住を促進し、地域経済の活性化を図ります。
- ・起業・創業を促進し、またその後の事業を長く継続できるよう、(公財)奈良県地域産業振興センター、奈良県よろず支援拠点、各商工会議所・商工会等と連携し、課題や相談内容に応じた支援を実施します。また、起業に要する経費の一部を補助する起業支援金の交付や専門家による個別の相談支援、創業する際に利用できる有利な資金を確保します。
- ・後継者不在等の理由で事業継続が進まない事業者に対して、事業承継の支援を実施します。

○地域産業の振興

- ・企業のニーズや課題を起点に構築した「産業政策のパッケージ」に基づき、県内各支援機関や金融機関等とも連携しながら人材確保の抜本的強化など8つの柱からなる取組を推進します。また、企業の声を施策へ反映するとともに、県の施策を知ってもらい、活用してもらえよう情報発信を強化します。
- ・近年、各地域において、未利用資源、特産物及び地域の技術を活用した新たな産業が芽生えつつあります。地域の特産品である柿を利用したあんぽ柿等の加工品製造、新たな技術開発による柿渋の利活用、商品価値の高い大型アマゴの生産拡大、間伐材の新たな利活用、素麺のブランド化等の取組が行われています。また、革製品製造事業者、毛皮革のなめし事業者やサンダル等の履物製造事業者などは、新技術やデザイン開発などに積極的に取り組んでいます。これら創意工夫による地域産業の創出を促進し、地域内の産業、施設、特産品等について情報発信するなど事業協同組合や商工会等が行う地域産業の振興に対し、積極的な支援を図ります。
- ・奈良にゆかりの深い薬草に関連する商品やサービスの開発支援、認知度向上、販路開拓を支援します。
- ・過疎地域の物流等の課題に対応するため、ドローン等の新たな先進技術の活用の検討を支援します。
- ・全国的にも有名な吉野杉、吉野檜を使用した家具、木工品など、過疎地域には

地域に根ざした産品を製造する小・中規模事業者が多く存在します。これら事業者と連携し、セミナーやワークショップの開催、見本市への出展などを通して世界に誇れる奥大和ブランドを構築し、地場産業としての持続・発展を推進します。

○商業の振興

- ・商業の振興は地域での生活にとって不可欠であるとともに、雇用の場という観点からも重要であることから、地域住民の需要にマッチした商業機能の創出と、地域の特色を活かした街づくりの観点からの商店街の活性化が必要です。
- ・行政と商店街・住民等とが連携し、地域の消費者に支持される商店街づくりのための取組を推進します。
- ・小売店が他店との差別化を図り、売上や利益の向上を目指すためのセミナーや勉強会等を実施し、商業力の強化を図ります。

②食・農・畜産・水産業の振興

○食と農の振興

- ・「奈良県プレミアムセレクト」などマーケットニーズに合った県産農畜水産物のブランド化を図るとともに、農業経営のコスト削減に取り組み、農業経営の向上を図ります。
- ・「なら食と農の魅力創造国際大学校（NAFIC）」において、食の担い手と農の担い手を育成するとともに、附属セミナーハウスで食と農に関する研修等を実施し、食と農の魅力を発信します。
- ・農産物直売所などの多様な販路開拓を推進し、農業の6次産業化も視野に入れた地域農業の活性化を図ります。
- ・「なら食と農の魅力創造国際大学校（NAFIC）」との連携のもと、過疎地域において、素晴らしい眺望の場所に地元食材を活かして「食」と「泊」を提供するオーベルジュ等のPRを促進するとともに、それらのネットワーク化を推進します。
- ・農地の有効利用や生産性の向上を図る特定農業振興ゾーンの設定、意欲ある担い手の育成と農外からの新規参入も含めた新規就農者の確保に努めます。特に、南部地域の柿等の果樹、切り枝等の花き、東部地域の茶、野菜、花き、その他酪農や肉用牛等の畜産について、県が重点的に推進する品目として選定したリーディング品目やチャレンジ品目等を中心に、高品質化、高付加価値化に向けた農業の振興を図ります。
- ・研究・普及においては、新技術や新品種の開発、現場への迅速な普及などにより、県産農畜水産物のブランド化やコスト削減などの生産性の向上を図ります。
- ・県土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能の観点を踏まえ、適切な農業生産活動等の継続を支援するとともに、農地マネジメントによる農地の集積・集約化を円滑に推進し、スマート農業等の時代のニーズに合わせた生産基盤の整備を推進します。

- ・農業経営の安定を図り、営農意欲を喚起するため、イノシシ、ニホンジカ、サルなどに緩衝帯や侵入防止柵の整備をはじめとする鳥獣害対策に対する取組を推進するとともに、捕獲したイノシシとニホンジカについては、食肉等への有効活用を図ります。
- ・農業に由来する環境への負荷の低減を図るため、有機農業の推進、化学肥料・農薬使用量低減、温室効果ガスの低減等に取り組めます。
特に、オーガニックビレッジ宣言を行った宇陀市等における地域ぐるみでの有機農業の取組を支援します。

○畜産業の振興

- ・大和畜産ブランド（大和牛、ヤマトポーク、大和肉鶏、大和なでしこ卵、大和の雫（蜂蜜））のブランド価値を高める取組を農業総合研究センター畜産研究部等で進めます。

○水産業の振興

- ・河川漁業においては、適正な種苗の放流及び河川に適した増殖に支援するとともに、漁場の有効活用を推進します。
- ・養殖業においては、安全安心な水産物を生産するため、養殖衛生管理指導の徹底を図ります。
- ・カワウ及び外来生物の食害による被害を軽減するための取組を推進します。

○獣害の対策

- ・奈良県のツキノワグマは絶滅のおそれがあることから、捕獲した際は原則人里への恐怖心や忌避感を覚えさせる放獣をしてきました。しかしながら、令和6年度に目撃数が過去最多となり、推定生息数の増加を鑑み、令和7年10月に「奈良県ツキノワグマ保護管理計画（第6次計画）」を策定しました。本計画においては、クマと人間との棲み分けを図ることを目的とした地域の区分（ゾーニング）を行い、人間生活を優先する集落ゾーンで有害捕獲されたツキノワグマは、原則殺処分とすることとしており、人身被害防止に努めます。
一方で、ニホンジカやイノシシの罠に錯誤捕獲された場合等学習放獣する個体については、GPS機能付き首輪を装着して動向把握に努めます。
また、狩猟者の高齢化と担い手不足に伴い、新人猟師の育成が急務であることから、研修の充実により狩猟者数の増加を目指します。

③森林環境管理制度の推進・林業の振興

森林の有する木材生産や県土の保全、自然環境の保全などの多面的機能を将来にわたって持続的に発揮し続ける社会の実現に向けて、本県独自の新たな森林環境管理制度の推進に併せて、県産材利用の推進を図ることにより、森林と人とが良好な関係を築きながら、森林や水資源が県民の貴重な財産として引き継がれていくことを目指して、以下の施策を推進します。

○新たな森林環境管理体制の構築・推進

- ・令和3年4月に開校した「奈良県フォレスターアカデミー」において、森林環境管理士、森林環境管理作業士を計画的に養成します。
- ・森林技術センターの研究成果をフォレスターアカデミーのカリキュラムに反映させるなど、奈良県フォレスターの活動によって明らかになった課題を研究テーマとして取り上げるにより、各主体の連携を強化します。
- ・新たな森林環境管理体制の構築・推進の担い手となる奈良県フォレスターを引き続き市町村に配置するとともに、奈良県フォレスターがこれまで以上に能力を発揮できる環境づくりを進めます。
- ・林業事業者等における雇用の安定化、労働安全衛生水準の向上を図り、新たな森林環境管理制度を担う人材確保を促進します。

○災害に強い森林づくり

- ・適切に管理されている森林は、土砂の流出や崩壊といった災害を未然に防ぐ機能を高度に発揮します。一方、施業放置により荒廃が進む人工林は、この機能が低下し、災害が発生した際に被害の拡大の要因となります。
- ・これまで、県及び市町村は施業放置林の解消に取り組んできましたが、依然として施業放置林は多く存在しています。今後も引き続き、間伐を中心とした保育の実施、皆伐後の再造林、現地の状況に応じた多様な手法による混交林への誘導等の森林施業を促進します。
- ・伐採届をはじめとした森林計画制度や林地開発許可制度、保安林制度等の森林法に基づく規定を適正に運用します。
- ・山地災害の予防・復旧に迅速に取り組むほか、災害関連の情報を国・市町村と共有するなどして、山地災害に適切に対応する体制の構築を目指します。

○持続的に森林資源を供給する森林づくり

- ・森林は、木材をはじめ、木の実・きのこ類等の食材、漆等の工芸品の原料など様々な資源を供給します。森林資源を生産することは、管理のために定期的に森林に入ることに繋がり、それにより森林の環境が維持されるという好循環が生まれます。また、適切に管理された森林からは、清浄な水が小川に流れ出るなどの副次的な森林資源も供給されます。このような森林資源を持続的に生産し、森林から安定的に収益を得ることができるよう、奈良県フォレスターと市町村が連携して「森林経営計画」などの作成を促進するとともに、林業機械化や路網整備の推進、森林資源情報の把握など生産基盤の強化を図ります。
- ・森林から供給される木材の利用は、二酸化炭素を固定し続け化石燃料の利用を抑えることとなり、温室効果ガスの排出の抑制にも繋がることから、木材の搬出支援や未利用材の搬出促進などを図ります。

○生物多様性が保全される森林づくり

- ・森林には、木本類・草類・シダ類・コケ類等の植物、哺乳類・鳥類・は虫類・両

生類・魚類・昆虫類等の動物などが多種多様に生息しています。

- ・適切に管理されていない針葉樹人工林では、生物多様性保全機能が低下することから、混交林への誘導、皆伐後の再生林の促進により、多種多様な動植物の生息・生育環境としての森林の保全を進めます。また、集団的に樹木を枯死させる森林病害虫の防除、採食により下層植生に影響を及ぼすニホンジカの生息密度の適正化に努めることにより、森林を生息・生育環境とする野生動植物の適正な保護管理を推進します。

○森林のレクリエーション機能の強化

- ・森林は、セラピー、エコツアー、文化体験、レクリエーション活動等の場となり、心身の健康を回復できる機会を提供してくれます。国立・国定公園をはじめとする自然公園の保全・活用や適切な森林の整備を進めるとともに、森林・里山等のレクリエーションでの活用を促進します。
- ・森林の4機能（森林資源の生産、防災、生物多様性の保全、レクリエーション）や森林環境管理についての理解・関心を深め、森林と人との恒久的な共生に関する意識を醸成させるため、森林をフィールドとしたイベントの開催や森林に関する環境教育の機会づくりに取り組みながら、これらの担い手となる人材を養成します。
- ・これらの取組を通して、森林と人が良好な関係を築きながら、交流人口の増加による山村地域の活性化を図り、森林を将来にわたって県民の貴重な財産として引き継いでいくことを目指します。

○県産材ブランド戦略の推進

- ・県産材のブランド力向上のために、文化・歴史的背景を踏まえたブランド価値の再構築と、効果的な情報発信を行います。
- ・新たな需要が期待される国内外のマーケットに向けての拡大のため、ブランドのPRを行うことにより、販路拡大を目指す県内事業者の支援を行います。

○県産材の需要拡大

- ・令和6年12月に改正した「奈良県の建築物における県産材利用促進方針」に基づき、公共建築物への県産材利用の促進に県が率先して取り組み、民間建築物への利用拡大に繋げていきます。住宅や公共建築物、商業施設、木製品、エネルギーなど多様な分野での県産材の活用を進めていきます。

○県産材の加工・流通の促進

- ・木材加工の生産効率化やコスト削減、品質向上等に向けた取組を支援するとともに、用途に応じた流通の合理化を促進し、競争力のある加工・流通体制の構築を図ります。
- ・重点的な取組として、建築関係事業者に対して品質・性能を明示した製材品が供給できるよう、素材生産事業者、木材産業事業者、建築関係事業者の間で必

要な情報を共有し、相互に協力連携して、県産材を効率的・合理的に流通させる体制を整備します。

2. 住民の福祉の向上及び生活の安定

(1) 住民の福祉の向上

①福祉・医療の充実

○高齢者福祉の充実

- ・介護施設や介護サービス事業所が少ない過疎地域において、適切なサービス提供体制が維持できるよう、持続的・安定的な介護サービスの確保に取り組みます。
- ・高齢者の社会活動に関する情報の発信や、高齢者が経験や知識を活かして地域で活動ができるための指導者の育成などを通じて、地域社会への積極的な参加を促進します。
- ・地域包括ケアシステムを支える医療・介護サービスの資源が限られている中、個別事例相談や地域ケア会議の参加及び助言、人材育成を目的とした研修会の開催等により、市町村の支援を行います。
- ・平成30年度に県単位化した国民健康保険は、全国で初めて令和6年度に保険料水準の統一を達成しました。引き続き安定的な国保運営のため、県内保険料水準統一の持続性確保に努めます。

○障害者福祉の充実

- ・共生社会の実現に向け、住み慣れた地域社会の中で、障害のある人の自立や社会参加を進めていくため、生活環境の整備に努めるとともに、在宅福祉サービス等の充実を図ります。

○医療の確保

- ・過疎地域の住民が将来にわたり良質な医療を受け、健康で安心な生活を保てるよう「奈良県保健医療計画」で定める「保健医療圏」の単位を基本として、日常の診療や地域密着の保健医療サービス等は市町村単位、入院医療については二次保健医療圏単位で、将来の医療ニーズを踏まえ、限りある医療資源で「断らない救急の実現」をはじめとする急性期からリハビリ・療養までの切れ目ない持続可能な医療提供体制の構築を推進します。
- ・過疎の山間地域の救急医療については、奈良県ドクターヘリを活用するとともに、県防災ヘリコプターや、三重県、大阪府及び和歌山県のドクターヘリとの連携により出動態勢を確保し、迅速に救急搬送できる体制を維持します。
- ・過疎地域のへき地医療については、へき地診療所の設置運営主体である市村の意向を踏まえ、県が設置するへき地医療支援機構を中心にへき地診療所の医師の配置を行います。

なお、へき地に派遣する医師の確保については、自治医科大学運営及び緊急医師確保枠奨学金制度を維持継続し、へき地医療をはじめとする地域医療に貢

献する医師の養成を図ります。

- ・へき地診療所に対しては、市村が直接雇用している医師の人件費の一部に対する支援、及び、その他診療所運営に要する経費に対する支援のほか、必要な設備整備等への支援を行い、山間部の医療を確保します。
- ・へき地医療をバックアップする役割を担うへき地医療拠点病院（南奈良総合医療センター、宇陀市立病院、市立奈良病院、奈良県総合医療センター）に対し、市村を跨ぐへき地診療所への医師の派遣を支援するほか、へき地医療の支援に資する設備整備等を支援し、へき地医療を支える拠点としての医療提供体制の確保を図ります。
- ・過疎地域において、県と市町村と連携・協働し、在宅医療・介護連携を図っていくとともに、過疎地域の在宅医療・訪問看護を推進していきます。
- ・なお、南和保健医療圏においては、県と五條市、吉野郡全町村を構成団体とする南和広域医療企業団が、急性期を中心に担う南奈良総合医療センターと、回復期・慢性期を中心に担う吉野病院・五條病院を運営し、病院間の役割分担・連携により地域の広域医療提供体制を維持しています。

②教育・子育て環境の充実

○子ども・子育て世帯に対する支援等の充実

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的に相談支援を行う、児童福祉と母子保健の機能を有する「子ども家庭センター」の市町村における設置を促進します。併せて、世代間交流や地域間交流を促進するとともに、主任児童委員や民生・児童委員による地域に密着した子育て相談・支援体制の整備を推進します。
- ・保育所等については、地域のニーズに応じた事業展開や過疎地域における保育の確保と保育内容の向上を促進します。

○教育環境の整備や教育内容・教育方法の充実

- ・過疎地域における良好な教育環境の確保を図るため、複式学級編制基準の改善、小規模校への教職員配置の充実、複数市町村による教員等の共同設置、専門的な教科指導の充実、校舎及び園舎等の整備、体育施設の整備、学校給食の充実等を推進します。
- ・通学が困難な生徒の高等学校への進学に対応するため、県立高等学校総合寄宿舎、併設寄宿舎の施設設備の整備充実に努めます。
- ・豊かな自然や地域の歴史文化資源など、地域がもつ「よさ」を積極的に活用した探究的な学びや、少人数・異学年集団による学び等、新たな時代にふさわしい教育の研究を推進していきます。

○郷土教育の充実

- ・伝統的な地域コミュニティが崩壊しつつあり、職と住の分離傾向が著しい中、地域への誇りをもち、知識と実践力を備え地域社会に貢献する、未来の地域リ

ーダーの育成に取り組みます。

- ・本県には、世界遺産や国指定の文化財が多数存在するほか、数多くの歴史上の人物が多面で活躍し、日本を代表する文物の発祥の地、律令国家をはじめとする日本国家形成の地、国際性豊かなシルクロードの終着点であるなど豊富な歴史文化資源を有しています。地域への誇りや愛着を育む学びは、若者の県外流出を通じた人口の社会減を抑止する観点からも重要であることから、学校教育のみならず、各種講座・イベントの開催を通じた生涯教育としての取組を充実させます。
- ・義務教育段階では、総合的な学習の時間を要とし、地域の文化や歴史に触れる体験活動と地域を題材とした学習を組み合わせた探究的な学びによる郷土学習を一層推進します。
- ・高等学校教育では、郷土奈良の伝統・文化・自然を教材とする学習「奈良TIME」を全ての県立高校で実施しています。

○県立高校における実学教育の推進

- ・県立高校が社会的・職業的自立への第一歩を支える役割を担うため、実学教育の充実を進めます。企業等と連携したキャリア教育を進めるほか、地域産業との連携や地域の資源を生かした特色ある教育活動の実施等実学教育のあり方を検討し、地域や社会の発展に貢献できる人材の育成を目指します。
- ・奈良南高校では、世界遺産や国宝を数多く抱える奈良という地域の特性を生かし、宮大工を志す生徒を育成することを目的として令和8年4月に伝統建築科を新設します。授業では、木材加工や建築技術の基礎に加え、関係機関や地域の建築に携わる方々の協力のもと、伝統建築に関わり、実際に本物に出会い、実践する、という体験を通じて、修復・施工に関わる学びを深めます。

(2) 生活の安定

①道路インフラの整備促進

○道路インフラの整備等

- ・過疎地域においては、主要な交通手段が自動車ですが、依然として災害に脆弱な道路が多数存在し、頻繁に通行規制を実施せざるを得ない状況にあります。
- ・道路整備については、「奈良県道路整備基本計画(令和6年10月改定)」に基づき、過疎地域を含む骨格幹線道路ネットワークの形成、奈良県経済の進展に対応した目的志向の道路整備及び安全・安心を支える道路整備を推進します。

○国道、県道及び市町村道の整備

- ・「奈良県道路整備基本計画」では、県土の骨格を形成すべき特に重要な路線網を「骨格幹線道路ネットワーク」と位置づけ、重点的な整備を推進しています。
- ・京奈和自動車道については、南北軸となる重要な幹線道路であり、早期全線開通に向け、用地取得等に協力するとともに、整備促進を国に働きかけます。
- ・紀伊半島アンカールートの一部を構成する国道168号(五條新宮道路)、国道

169号（奈良中部熊野道路）については、国と県で連携して、早期整備に取り組み、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するとともに、経済の活性化や県民の暮らしの向上や地域資源を活かした観光振興を図るため、ネットワークからのアクセス性向上、身近な生活道路の課題解決、適切な役割分担による域内交通の充実等に取り組みます。

- ・通学路等の安全確保については、全国各地における痛ましい事故の発生を受け、各市町村で策定する「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、合同点検による危険箇所の把握、安全対策の実施や効果確認などPDC Aサイクルにより取り組み、総合的な通学路等の安全対策を進めます。
- ・既存の道路施設については、高度経済成長期に整備されたものが多く、今後一斉に老朽化が進むため、効率的かつ効果的な維持管理を推進することが重要です。定期点検等により確認された修繕が必要な施設は補修・補強を着実に行うとともに、最小のライフサイクルコストで必要なサービス水準を確保できるよう予防保全を前提とした計画的な維持管理を進めます。また、「奈良モデル」の一環として、市町村が管理する道路施設のうち、橋梁、トンネルの点検や修繕計画策定の業務ならびに修繕計画に基づく補修工事について、「垂直補完」により、継続的に支援します。
- ・県管理道路を計画的に維持管理し、安全で快適な道路空間を提供することを目的に、令和6年度から10年度までの5年間、「ならの道リフレッシュプロジェクト」を実施します。この間、大型車交通量や自動車交通量の多い道路を中心に、損傷状況を踏まえて、舗装修繕・区画線補修・防草対策を集中的に進めます。加えて過疎地域における県が管理する道路において、放置された民有林からの枝落ちや倒木により、利用者の安全・安心な通行が脅かされる場合には、「支障木伐採負担制度」を活用し、市町村と連携して対策に取り組みます。

②地域交通確保対策

- ・過疎地域においては、地域住民、特に高齢者等の日常生活に必要な移動手段の確保が重要であり、幹線系統バス路線や地域内フィーダー系統バス路線の維持・確保・改善に取り組んできたところです。今後も引き続き、国庫補助制度の活用を図るとともに、県の補助制度や県と奈良交通株式会社等との連携協定に基づき公共交通の維持・確保・改善に努めます。
- ・地域住民の交通利便の確保・向上に取り組む市町村を支援するため、コミュニティバス・デマンド型乗合タクシー・公共ライドシェア及びこれらの広域的な運用等の優良事例の紹介、計画策定や実証運行、事業実施等に対する財政的支援や技術的アドバイス、過疎対策事業債を含めた財源措置の活用についての情報提供を行うことにより、地域における持続可能な公共交通の維持・確保が図られるよう努めます。

③生産機能・生活環境の整備等が特に配慮の必要な集落の支援

- ・過疎化・高齢化の進展による人口減少が続く過疎地域において災害時に道路の

寸断による集落の孤立などの災害リスクが高い場所に住まわれている方も多く、このような集落では生活サービスの持続的な提供が維持できなくなりつつあります。地域を構成する最も基礎的な日常生活圏域である集落の現状や取り巻く環境、人々の動きなどを総合的に把握し、この地域で暮らし続けていくための集落対策のあり方や、災害時に道路の寸断による集落の孤立などの災害リスクが高い場所に住まわれている方に安全な空間の提供等の支援をしていきます。

- ・ 広大なエリアに集落が点在する南部・東部地域の特性を踏まえ、物資輸送など幅広い分野へのドローンの活用など新しい技術による支援の検討を進めます。また、県北西部に比べ、地理的な関係で様々な生活サービス（買い物、医療、介護、行政手続きなど）を受けることが困難な地域もあることから、こうした地域の住民の暮らしを維持するため、市町村と連携し検討を進めます。

3. 防災・減災対策の推進

(1) 防災・減災対策の推進

① 広域防災拠点の整備

紀伊半島の防災力向上に向けて、南海巨大トラフ巨大地震等の大規模災害発生時に、県内はもとより津波による甚大な被害が想定される沿岸部を有する近府県への支援にも対応するため、消防学校を併せて一体整備する南部中核拠点を五條市に設けるなど、県の広域防災拠点の整備に取り組みます。

② 道路の防災・減災対策

- ・ 道路の防災対策に関しては、切迫する南海巨大トラフ巨大地震等の発生に備えて、道路ネットワークの強靱化の取組を推進します。
- ・ 災害発生時に、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号（五條新宮道路）、国道169号（奈良中部熊野道路）をはじめ、骨格幹線道路ネットワーク等の整備を推進します。
- ・ 道路法面や盛土の防災対策や緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を進め、道路ネットワークの機能確保を図ります。

③ 河川の防災・減災対策

- ・ 河川の防災対策に関しても、紀の川水系は、全国でも有数の多雨地帯である大台ヶ原を源としており、洪水による浸水被害が発生している。そのため「紀の川（吉野川）水系河川整備計画」に基づき、河川環境の保全等に十分配慮しながら、河川改修を進めます。
- ・ 新宮川水系においては、紀伊半島大水害以降も頻発する豪雨や洪水によって、河道内に大量の土砂が堆積しており、国、和歌山県及び三重県と連携して、熊野川の総合的な治水対策として、堆積土砂の除去を進めます。
- ・ 淀川水系では、河道の流下能力が不足している箇所があること等により、洪水

による浸水被害が度々発生しています。そのため、「淀川水系（奈良県域）河川整備計画」に基づき、河川環境の保全等にも十分配慮しながら、河川改修を進めます。

④土砂災害対策の推進

- ・紀伊半島大水害等の近年の土砂災害の教訓をもとに策定した「奈良県土砂災害対策施設整備計画」（令和6年12月改定）に基づき、土砂災害特別警戒（レッド）区域内における代替性のない避難所や緊急輸送道路等の保全対策のほか、老朽化対策等のハード対策や、安全な避難場所の確保に向けた避難場所の移転や統合等を指導するなどのソフト対策を進めます。

4. 魅力ある地域づくりの推進

過疎地域の魅力の創出や発信、地域の魅力を活かした文化・芸術・スポーツ・食イベント等の実施により、交流人口、関係人口、移住者を増やす取組を進めます。

（1）魅力を知ってもらう

①魅力の創出と情報発信の強化

○魅力の創出

- ・奈良県観光戦略本部会議を設置し、南部・東部エリア部会で観光に関する課題等に向けた取組の方向性等について議論し、具体的かつ実践的な施策を検討します。
- ・過去から受け継がれてきた魅力ある多くの文化財について、整備や修復、さらに活用を推進し、更なる魅力向上の取組を進めます。
- ・豊富な歴史・文化遺産や豊かな自然環境、地域に残る文化や伝統などの地域資源の魅力を体験コンテンツとして整理し、旅行会社等と連携した情報発信を実施します。
- ・京奈和自転車道の走行環境の改善等による自転車の利用促進、「吉野・高野・熊野の国」における事業推進など、地域の魅力ある資源を活かした着地整備や商品造成を支援します。
- ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に代表される歴史・文化資源や、森林、水源、温泉など当地域が有する自然環境を活かした旅行商品の造成を促進するとともに、体験型の観光コンテンツ等の開発を促進します。
- ・世界遺産登録を目指す「飛鳥・藤原の宮都」の価値を、分かりやすくストーリー性を持って発信するため、明日香村に加え、橿原市や桜井市と連携し、説明力の強化を進めます。
- ・地域それぞれの観光資源を活用した取組や地域間での連携した取組に対して支援を行うことにより、「その地域でしかない」オンリーワンの魅力を創出し、地域間の交流を推進します。

○情報発信の強化

- ・過疎地域の自然豊かな原風景や歴史ある文化や人の営みなどの魅力を伝える映像等をSNSなどの様々な媒体で発信し、過疎地域の認知度向上を図るとともに、本県の観光スポットの定番であった古代の史跡のみならず、歴史を幅広く捉え、大河ドラマの放映を契機に、中世・近世の国史跡「高取城」や「宇陀松山城」、ゆかりのある「長谷寺」など、南部・東部地域の豊かな文化資源や地域の魅力などの発信を一層強化します。
- ・関西圏等における過疎地域への関心層を広めるため、鉄道事業者と連携し旅行商品や周遊企画の造成、鉄道駅などのデジタルサイネージやプロモーションイベント等による観光情報の発信を強化します。
- ・また、首都圏、東海道新幹線沿線地域、関西圏等における当地域への関心層を広め、宿泊客誘致に繋げるため、交通事業者と連携した誘客プロモーションや、SNSを活用した観光情報の発信を強化します。
- ・個人旅行者の多くが利用するOTA（オンライン・トラベル・エージェント）と連携し、国内外に向けた過疎地域の魅力発信と宿泊誘客プロモーションを強化します。

(2) 魅力を体験してもらう

① 滞在型・宿泊型観光の推進

○アウトドア・スポーツツーリズムの推進

- ・近畿最高峰の山々や美しい川など豊かな自然を抱える過疎地域は、トレッキングやハイキング、サイクリング、ラフティングやキャニオニング等のアウトドアアクティビティなどのスポーツ資源が各地にあり、「アウトドア」「スポーツ」と「旅行」を組み合わせたアウトドア・スポーツツーリズムとの親和性が非常に高いエリアです。トレッキングやサイクリングルートなどコンテンツの開発、磨き上げやインストラクターなどの人材育成、様々な媒体を活用したプロモーションを地域一体で実施し誘客を促進します。

○特色ある食と宿泊施設等の整備推進

- ・「なら食と農の魅力創造国際大学校（NAFIC）」との連携のもと、過疎地域において、素晴らしい眺望の場所に地元食材を活かして「食」と「泊」を提供するオーベルジュ等のPRを促進するとともに、それらのネットワーク化を推進します。
- ・農林業を体験できる農家民宿をはじめ、美味しい郷土料理など地域の魅力を楽しめる特色のある宿泊施設の整備を支援します。
- ・前述のとおり、アウトドア・スポーツツーリズムの適地であることに加え、温泉街を中心とする旅館集積地や古道などの観光資源も豊富であるため、紀伊半島アンカールートである国道168号（五條新宮道路）や国道169号（奈良中部熊野道路）をはじめ、道路ネットワークの整備を進め、紀伊半島南部からの新たな誘客の促進を図ります。
- ・新たな宿泊施設の誘致活動、既存宿泊施設に対する支援メニュー等により、地

域の魅力を向上させる宿泊施設の整備に取り組みます。

②地域の魅力を活かした文化・スポーツ・食イベント等の実施

- ・弘法大師が歩いたとされる吉野山金峯山寺から高野山金剛峯寺に至るまでの道を「弘法大師の道」と名付け、「道」の周知・認知への取組を行ってきました。平成26年度から実施しているトレイルランニング大会「Kobo Trail」は、海外からも参加者がみられるなど定着したレースとなっています。
- ・うだ・アニマルパークでは、東部地域の魅力を活かしたアニマルシェやほんのりあんどん等のイベントを開催し、東部地域への誘客促進を図ります。

(3) 移り住んでもらう

①市町村等と連携した移住・定住支援

- ・県と市町村が協働で設置した「奥大和移住・定住連携協議会」において県と市町村が連携し、地域の認知度を向上させるとともに、様々な移住・定住施策に取り組んでいくことで移住を希望する人の選択肢を広げ、移住・定住を進めます。併せて、当協議会において、移住・定住施策に携わる人材の育成にも取り組みます。
- ・空き家等を活用して移住促進施設を整備しようとする市町村を支援します。
- ・奥大和移住定住交流センター「engawa」（えんがわ）を拠点に、市町村の移住相談ワンストップ窓口や東京・大阪のふるさと回帰支援センターに配置している相談窓口との連携を強化し、移住希望者の問い合わせに対応します。

②若者をターゲットとした移住施策の推進

- ・多様な働き方や暮らし方を可能とする二地域居住や関係人口の増加を図るため、10代から20代の若年層の興味関心を引き出す機会を設けるとともに、将来の担い手となる人材の育成・確保に資する取組を進めます。
- ・地域課題やまちづくりに関心を持つ都市部の大学生を対象に、南部・東部地域での仕事や暮らしを通して、南部・東部地域内の事業者と交流する体験プログラムを実施し、関係人口の創出及び中・長期的な人材確保を図ります。
- ・雇用機会の不足に対応するため、異業種間や地域間の連携をさらに深めて地域の活性化やビジネス創出の旗振り役（地域のリーダー）となる人材を育成するプログラムを継続的に実施し、若者にとって魅力を感じる良質な雇用機会の創出を図ります。
- ・特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進などにより、地域で働きたい移住希望者と地域の事業者とのマッチングを進めます。
- ・地域おこし協力隊制度を活用して、地域活性化に意欲のある人材の移住を進めるとともに、地域で活躍するために必要な研修や起業支援等を行うことにより、地域を支える人材の育成を図ります。

5. デジタル社会の形成の推進

(1) 地域デジタル化の推進

- ・国ではデジタルガバメントの取組を本格化させ、社会全体でデジタル化が加速する中、地域における取組の重要性も一層高まっています。
- ・県では、「奈良デジタル戦略」に基づき、「行政」、「家庭」、「経済」の3つの分野での「デジタル化によりできること」を実現するための取組を推進していきます。

○通信インフラの整備等

- ・過疎地域では、これまで携帯電話等エリア整備事業等により通信インフラの整備を進めてきたところですが、依然として都市部との格差が存在しています。引き続きこれらの是正に努めるとともに、今後の高度情報化の進展も視野に入れ、生活や産業の質的向上を実現するための情報通信機能の強化、地域情報の発信及び行政手続きのオンライン化を図っていきます。また、県防災行政通信ネットワークシステムを有効に活用できるよう努めます。

○電気通信施設の有効活用

- ・過疎地域におけるデジタルインフラの整備とその利活用は、地理的制約を克服し、日常生活のみならず、地域産業や教育、医療などの分野に変革をもたらす手段として注目されています。本県においては、県等が出資する第3セクターにより、高速大容量通信が可能な山間地域17市町村のCATV網の整備が平成22年度に完了し、インターネット環境の改善、地上デジタル放送への円滑な移行が実現しました。今後は、山間地域の安全・安心の確保、交流及び地域振興等に有効に活用できるよう市町村及び第3セクターとともに活用方策についての検討を進めます。

○情報通信ネットワークの有効活用

- ・情報通信技術の進展により、行政サービスや住民の暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。特に過疎地域では、都市部との格差是正に向け、情報化が果たす役割への期待が一層高まっています。
- ・行政分野においては、国・県・市町村を接続している「総合行政ネットワーク」と県内全市町村を接続する「奈良県防災行政通信ネットワークシステム」が稼働しています。また県独自に、県・市町村等を接続する全県的な高速情報通信基盤である「大和路情報ハイウェイ」を平成16年度から運用を開始し、平成28年度に南部・東部地域において異経路によるバックアップ回線を整備し、災害時においても情報通信が途絶しない信頼性の高い情報ネットワーク基盤の構築を行っており、今後も適切な更新を行います。
- ・民間向けのサービスとしては、都市型ケーブルテレビ網の活用により、概ね全県でブロードバンド環境の整備が完了していることから、今後、行政・医療・福祉・防災・教育等さまざまな分野において住民サービスの向上を図るとも

に、企業誘致や起業の促進につなげていきます。

6. 力強い市町村づくり

(1) 市町村と連携したまちづくりの推進

- ・人口の急激な減少と高齢化が進む中、高齢者をはじめ住民が安心・健康・快適に暮らせる生活環境を整えることは、地域の持続的な発展にとって重要です。また、地域の特性を生かした賑わいのある「住みよいまち」をつくるには、中心拠点への機能集約や未利用地の活用などによる拠点の再整備が不可欠です。
- ・県では、県管理施設の改修や県有地の活用と市町村のまちづくりを一体的に検討し、効率的で効果の高いまちづくりを推進しています。その一環として、市町村との連携協定を締結し、過疎地域19市町村のうち15市町村と包括協定を結んでいます（R8.3.31現在）。
- ・さらに、都市計画区域に含まれる7市町村では、市町村長のリーダーシップの下、無秩序な市街化を防ぎつつ農林漁業や景観との調和を図り、地域の将来像に沿った土地利用や必要な施設の立地が可能となる土地利用制度の見直しを行いました。
- ・今後は、未締結の市町村との協議や、締結済みの市町村での具体事業の検討を進め、市町村が持続可能なまちづくりを主体的に進められるよう県として支援します。
- ・また、南部・東部地域と同様の地理的条件等を有する天理市及び桜井市の山間地域については、県と市による勉強会の場を設け、地域の課題解決に向けた両市の取組を支援します。

(2) 「奈良モデル」の推進

- ・簡易水道やそれより小規模な施設による飲料水や生活用水については、地域に即した供給体制の検討や、技術的、経営的改善支援をモデル的に行ってきました。また、令和6年度から開始された簡易水道事業への地方公営企業法の適用に係る固定資産台帳の整備及び公営企業会計システムの構築等にあたっては、各事業者が個々に発注するのではなく、県が一括で発注するなど、財政面・事務面での各事業体の負担軽減を図ってきました。今後も持続可能な簡易水道事業の実現に向けた検討を進め、過疎地域での安心な水の供給の持続を目指します。
- ・し尿処理及び生活排水等の処理については、健やかで快適な生活環境を確保し、自然環境を保全するためにも不可欠であるが、過疎地域では他の地域に比べ、その整備が遅れているため、地域の実情に応じた計画的な汚水処理を推進します。
- ・ごみ処理施設は生活環境の保全のために欠かすことができない社会基盤です。このため、市町村行財政運営の効率化及び安定的なごみ処理の継続を目的に、市町村が連携して実施するごみ処理施設の広域化整備を引き続き支援していきます。

- ・人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活力の維持・向上や、持続可能で効率的な行財政運営を目指して、今後も県と市町村や市町村間の連携・協働を様々な分野で進めていきます。

(3) 市町村行政経営向上への取組支援等

①市町村行政経営向上への取組支援

- ・過疎地域では人口減少や産業の低迷により自主財源に乏しい市町村が多くなっています。県では以下の取組を通じ、市町村の財政健全化に向けた取組を支援していきます。
 - ・市町村振興資金の貸付
 - ・市町村税の徴収強化に向けた支援
 - ・ふるさと納税寄附受入額増加に向けた支援
- ・改善を要する財政状況にある市町村に対し「重症警報」を発令し、市町村の財政健全化に資する取組に対して県から助言を行うなどの支援を行います。

②市町村職員の人材の確保・育成

過疎地域における市町村職員の不足により、行政サービスに影響が生じるものと予測されます。そこで、人材確保や育成についても取り組みます。

7. 脱炭素社会の実現

2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けて、「自然エネルギー」や「森林資源」を最大限活用しながら、エネルギーを「つくる」、「ためる」、「かしこくつかう」の取組が効果的かつ効率的に図られた、持続可能な脱炭素社会の構築を目指します。

(1) 脱炭素社会の実現

①エネルギーを「つくる」

2050年の脱炭素社会の構築を目指すためには、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）を活用し、エネルギーを「つくる」ことが必要であることから、地域資源を活用した再エネの導入を推進します。

過疎地域は、地勢的要件と系統制約上の理由から、大規模な水力発電及び風力発電を導入するには限界があります。このため、主に太陽光や小水力等を軸とした再エネのさらなる利活用（地産地消）が重要です。特に小水力発電の導入ポテンシャルが高い地域において、その導入を推進します。

○再エネの活用

太陽光発電については、設置が容易である家庭での導入を促進し、事業所においても導入を促進します。

ペロブスカイト等の次世代型太陽電池は、これまで太陽光発電が設置困難であった屋根や壁面への設置が可能になると期待されており、さらなる再エネの導入拡大に向けて、公共施設における率先導入を検討します。

また、過疎地域における豊富な水資源を活かし、水素製造・貯蔵等を視野に、小水力を活用した電力の地産地消と非常用電源の確保を可能とするモデル地域を創出します。

加えて、森林を活用した循環型社会システムの構築のため、発電や熱利用等、木質バイオマスエネルギーの利活用の拡大を図ります。

再エネの活用にあたっては、環境保全との両立が重要です。

県では、県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資するため、「奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例」を令和5年10月1日に施行しました。過疎地域において、国、県、市町村の関係法令等及び本条例を遵守し、地域環境と調和等に配慮しながら太陽光発電の導入を促進します。

②エネルギーを「ためる」

再エネの導入拡大や電力の安定供給に向けては、エネルギーを「ためる」ことが必要であることから、余剰となる再エネの有効活用や出力変動の調整力の確保のため、蓄電池や水素等の活用を推進します。

蓄電池や水素等の活用にあたっては、大規模停電が発生した場合を想定し、地域の災害拠点施設、避難所、家庭や事業所等におけるレジリエンス向上（緊急時のエネルギー対策）を図ります。

○蓄電池・水素等の活用によるレジリエンス向上

避難所や災害拠点施設での非常用電源整備等の支援を行うなど、避難生活や災害時の活動に必要なエネルギーの確保を図ります。

また、再エネの導入拡大や電力の安定供給に向けて、余剰となる再エネの有効活用を図るため、家庭や事業所への蓄電池等の導入を促進します。

加えて、家庭や事業所での自立分散型エネルギー（太陽光発電、蓄電池、エネファーム、太陽熱利用システム、ZEH等）の導入を支援することにより、緊急時にも利用可能なエネルギーの確保を図ります。

過疎地域における豊富な水資源を活かし、水素製造・貯蔵等を視野に、小水力を活用した電力の地産地消と非常用電源の確保を可能とするモデル地域を創出します。

③エネルギーを「かしこくつかう」

今後、EV導入、AIの活用、データセンターの整備などにより県内の電力需要が高まることが予想されており、2050年の脱炭素社会の構築に向けて、エネルギーを「かしこくつかう」必要があることから、さらなる省エネ（節電）を推進します。

○家庭・業務分野における省エネ・節電等の推進

省エネ・節電の実践を促進するため、エネルギーをかしこく使うライフスタイルの推進として、「奈良の省エネスタイル」の取組を推進します。また、奈良県地

球温暖化防止活動推進センター等による普及啓発活動を通じて、家庭での意識の醸成とともに、事業所等に対しては、二酸化炭素削減に関する専門家の派遣等の技術的支援を実施します。

家庭においては、Z E Hや太陽熱を利用したシステム導入への支援により、省エネを促進するとともに、緊急時にも電力を自給自足できる住宅の促進を図ります。

事業所に対しては、太陽熱を利用したシステムや省エネ設備等への導入支援により、エネルギーの有効活用を図ります。あわせて県内の事業所等におけるZ E B化を推進するため、県有施設で率先導入したZ E B化のノウハウを情報提供することにより、県内市町村や事業者への横展開を図ります。

○交通分野における脱炭素化

E Vの普及にあたっては、E V充電環境を整備する必要があることから、観光地や宿泊施設など、一定時間以上停車する場所での充電設備の導入を促進します。さらに充電設備について、主要県道で40km以上の空白区間がないよう、充電インフラの維持を図ります。

○産業分野における省エネ促進・再エネ等の活用

県内工業団地において、立地企業が所有する設備の省エネ化、燃料転換や電化、天然ガスの高度利用等及び再エネ導入を図るため、立地企業と連携しながら県内工業団地の脱炭素化を促進します。

また、国等の支援策を活用し、県内に立地する企業や発電事業者等と連携しながら、再エネ電源を設置し、県内立地企業に供給するプロジェクトの組成を検討・促進します。

さらに、県内中小企業の脱炭素化を含むSDG sに関連する取組の「見える化」を図り、取引や雇用面での企業価値の向上を後押しすることを目的として、「奈良県SDG s企業認証制度」を推進します。

④普及啓発

本県では家庭・業務部門における二酸化炭素排出の割合が高く、個人の消費志向や行動意識に大きく依存しており、県民の行動意識を変えることが重要であることから、食品ロス対策や過剰包装対策など行動変容を促す取組を進めます。また、普及啓発イベント等を通して環境問題について自ら考え行動に移すことのできる人材を育成します。

産業部門においては、県内中小企業の取組が重要となります。そのためには、中小企業等の身近な相談先である地方銀行や地域金融機関(信用金庫・信用組合)と連携して、補助金等の情報提供などの技術的支援を実施します。

国内外を問わず、気候変動等の対策に取り組んでいない観光地や観光事業者は選択肢から外されていく可能性があることから、本県においても、選ばれる観光地を目指して、観光分野のゼロカーボンの取組やサステナブルな観光地づくりを

目指します。

○行動変容促進

「ものを大切にする」意識をさらに醸成しながら、廃棄物対策の取組を通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指します。

また、ごみを減らすことは、地域の生活環境だけでなく、景観や地球温暖化対策、生物多様性の保全など様々な環境課題に貢献できるものであり、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で、資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図ります。

○脱炭素に資する融資制度の普及促進

中小企業等が太陽光発電や省エネルギー設備の導入などで必要となる資金の調達にあたり、県では地域金融機関と連携してその調達の負担を軽減する制度（制度融資）を実施しています。

併せて、脱炭素に関する啓発活動、省エネ診断等の支援メニューや補助金等の情報提供などを行います。

○ゼロカーボン・ツーリズムの創出

県内外から人が集まるイベントでの再エネ電力の活用や奈良県内の J-クレジットを活用したカーボン・オフセットは、本県の脱炭素の取組のPRにもつながるため、イベント等開催時の脱炭素の推進に向けた検討を行います。

○人づくり・地域づくりの推進

2050年の脱炭素社会の構築を目指し、脱炭素施策を推進する母体として、団体、企業、国、市町村等で構成する奈良県脱炭素・水素社会推進協議会を令和7年7月に設立し、エネルギーを「つくる」「ためる」「かしこくつかう」、CO₂を「ためる」取組の普及・定着を図ります。

県民一人ひとりが日常生活や経済活動の場で環境保全に対して意識し行動できるよう、家庭や学校、職場等の様々な場面で活用できるプログラム等を開発するとともに、自主的な環境保全活動を推進するリーダーの育成、各種イベント等を通じた普及啓発などに取り組みます。

また、環境保全の取組を推進するため、身近な生活環境から地球環境に至るまで、環境問題に対する県民意識の醸成を図るとともに、未来を担う子どもたちへの環境教育の場として環境啓発イベントを実施します。

地域の脱炭素化の中核を担う市町村の脱炭素化を進めるため、地方公共団体実行計画未策定の自治体に対して、計画策定の支援を行います。

○脱炭素に関する技術・調査研究等の推進

公設試験研究機関の各分野における共同研究等により、脱炭素に関わる調査研

究機能や技術開発体制の強化を図るとともに、相互の連携を推進します。また、国、地方公共団体、大学、民間の研究機関等との連携を図り、情報交換・共同研究を推進します。

⑤CO₂を「ためる」

脱炭素社会の構築に向けては、「温室効果ガスの排出削減」とともに「二酸化炭素吸収源の整備」・「県産材の需要拡大」を通じたCO₂を「ためる」取組を促進します。

○健全な森林の整備

森林面積が県土面積の約8割を占める本県の特徴を活かし、「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」及び「奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例」、「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針」に基づき、二酸化炭素の吸収源となる森林の適切な整備・保全に取り組むことにより、地域産業の活性化を図り、持続可能な地域づくりを促進します。

○県産材の需要拡大

重点的な取組としては、住宅や公共建築物、商業施設、木製品、エネルギーなど多様な分野での活用を進めます。特に、令和6年12月に改正した「奈良県の建築物における県産材利用促進方針」に基づき、公共建築物への県産材利用の促進に県が率先して取り組むことにより、民間建築物への利用拡大に繋げていきます。